

「日本語教室・高円寺」会則

第一章 総則

第一条（名称）本会は「日本語教室・高円寺」と称する。

第二条（目的）杉並区内に在住、在勤、通学する外国人を対象に日本語の研修を通じて国際的な相互理解と親善友好を促進することを目的とする。

第三条（会員）原則として第二条の目的に沿って活動する日本人ボランティアで構成する。

第四条（活動）第二条の目的に沿って次の活動を行う。

1. 外国人学習者に対する日本語教育
2. 日本人会員に対する研修
3. 相互理解と友好のための各種行事

第二章 組織

第五条（組織）

- ・代表幹事 1名
- ・副代表幹事 1名
- ・会計 1名
- ・運営委員 若干名（受付を含む）
- ・会計監査人 1名

上の担当を置き、総会において会員の中より選出する。

代表幹事の任期は2年とし、その他は1年とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

第六条（事務局）

本会は、事務局を東京都杉並区に置く。

第七条（総会）

総会は会員で構成する。

1. 総会は担当の選任、予算・決算及び前年度活動報告・年度計画、規約の改正及びその他重要事項について協議し出席者の過半数をもって決定する。
2. 総会の議長は代表幹事がこれに当たる。代表幹事が出席できない場合副代表幹事が代行する。
3. 総会は年度初めの他、必要のつど適時開催する。

第八条（会計）

1. 本会は会員の年会費、外国人学習者の受講料、公的助成金及び寄付金により維持運営する。
2. 会計監査人は会計状況を監査し、総会で報告する。
3. 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第三章 補則

第九条（禁止事項）

本会は、会員の資格を利用して行う以下の行為を禁止し、当該行為があった場合において、当該行為を行った会員に説明の機会を与えた上、他の会員、学習者又は本会に対する迷惑行為と認められる事実が明らかになったときは、当該会員に退会を勧告することができる。

1. 営利を目的とした活動
2. 思想的又は政治的な活動
3. 宗教団体又はこれに類似する団体への勧誘
4. その他本会が不適切と認める行為

平成 29 年 5 月 20 日 一部改定
令和 5 年 6 月 3 日 一部改定